

# ブリッジ Bridge 9月号

## トレンドニュース(令和5年7月分)

### ◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.30倍(前月比▲0.01P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

### ◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,709人と前年同月比3.1%減少。

新規求職申込件数:1,571人と前年同月比6.6%減少。

⇒新規求人は減少したものの、新規求職者は10か月連続で減少しており、

依然として人材確保は厳しい状況です。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?

### ◆ 10月1日～7日は全国労働衛生週間(準備期間:9月1日～30日)です。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎えます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

今年のスローガン: 目指そうよ二刀流 心とからだの健康職場

## 目次

### 《お知らせ情報》

◆ 令和5年10月1日から**大阪府最低賃金 時間額1,064円**

◆ 賃金引き上げ特設ページを開設!

◆ 第74回全国労働衛生週間 2023(令和5)年10月1日(日)～7日(土) [準備期間:9月1日～30日]

◆ 雇用保険適用・給付関係に係る届出への押印が原則不要となります。

### 《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

◆ 第38回「最低賃金は、どのようにして決められるの?」

### 《お役立ち情報》

◆ 「キャリアアップ助成金」を活用して非正規雇用の正社員化、処遇改善に取り組みませんか?

### 《賃金情報等》

・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)

・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

## ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



## 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



# ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年7月内容)

( 求人求職のバランス : 原数値 )

- 新規求人数 : 9,709人 ( 前年同月比 : ▲ 3.1 P )
- 新規求職申込件数 : 1,571人 ( 前年同月比 : ▲ 6.6 P )
- 新規求人倍率 : 6.18倍 ( 前年同月比 : +0.22 P )

## 1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比▲3.1%と、16か月ぶりに減少した。

(単位:人、%)

産 業 計	4年						5年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
産 業 計	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲ 3.1
建設業	630 14.1	807 ▲ 13.1	726 ▲ 16.8	570 ▲ 20.9	799 ▲ 17.6	554 ▲ 29.1	462 ▲ 28.0	800 ▲ 10.7	574 ▲ 26.3	464 ▲ 17.7	705 ▲ 15.2	599 ▲ 25.6	374 ▲ 40.6
製造業	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲ 4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7
情報通信業	743 ▲ 23.6	984 10.1	777 ▲ 7.8	743 ▲ 20.8	923 1.2	623 ▲ 30.1	680 ▲ 20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲ 11.9	717 ▲ 17.2	661 ▲ 6.6	641 ▲ 13.7
運輸業、郵便業	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲ 2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲ 23.1	202 ▲ 41.6	339 7.3	1,031 ▲ 11.8	490 33.9	383 ▲ 4.3	874 ▲ 18.4
卸売業、小売業	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲ 4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9
学術研究、専門・技術サービス業	687 24.9	547 17.9	554 ▲ 5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲ 6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲ 4.2
宿泊業、飲食サービス業	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲ 11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲ 4.1	1,597 13.3	683 ▲ 11.8	767 43.9	1,271 ▲ 7.0
生活関連サービス業、娯楽業	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲ 3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4
教育、学習支援業	91 78.4	112 19.1	120 ▲ 13.0	84 12.0	91 ▲ 28.9	124 ▲ 44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲ 40.1	83 ▲ 17.8	79 ▲ 25.5	171 ▲ 6.0	137 50.5
医療、福祉	1,812 ▲ 11.1	2,158 ▲ 9.5	2,059 ▲ 3.7	2,081 9.1	2,361 ▲ 3.7	1,949 ▲ 7.2	2,181 15.3	2,347 ▲ 1.6	2,011 ▲ 11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲ 7.9	1,822 0.6
サービス業(他に分類されないもの)	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲ 0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲ 2.4	1,669 ▲ 2.2	1,518 ▲ 0.1

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

## 2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は10か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は5か月連続の減少となった。

(単位:件、%)

全 数	4年						5年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
新規求職申込件数	1,682 ▲ 20.9	1,835 ▲ 0.4	1,835 4.2	1,868 ▲ 6.9	1,570 ▲ 9.5	1,427 ▲ 8.5	1,842 ▲ 12.0	1,961 ▲ 2.7	1,962 ▲ 15.1	2,260 ▲ 7.3	1,865 ▲ 5.7	1,716 ▲ 10.9	1,571 ▲ 6.6
在職者	288 ▲ 31.6	367 ▲ 14.8	366 ▲ 2.9	386 4.0	333 ▲ 15.7	302 ▲ 15.6	407 ▲ 31.6	581 ▲ 5.8	488 ▲ 26.7	341 ▲ 11.0	336 ▲ 8.4	346 ▲ 9.9	278 ▲ 3.5
離職者	1,267 ▲ 0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲ 3.1	1,090 ▲ 5.3	1,011 ▲ 3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲ 6.1	1,666 ▲ 10.7	1,346 ▲ 5.7	1,223 ▲ 11.1	1,163 ▲ 8.2
常 用	312 ▲ 23.0	322 ▲ 1.8	318 6.4	312 ▲ 27.4	258 ▲ 15.1	304 9.4	335 ▲ 2.6	310 0.6	353 ▲ 6.1	467 ▲ 21.2	346 ▲ 11.3	315 ▲ 4.8	293 ▲ 6.1
自己都合離職者	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲ 9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲ 2.6	1,062 ▲ 4.6	896 ▲ 3.6	824 ▲ 13.7	801 ▲ 8.9
無業者	121 ▲ 71.1	145 ▲ 39.6	165 ▲ 10.8	132 ▲ 45.2	140 ▲ 22.7	108 ▲ 25.0	125 ▲ 41.6	138 ▲ 32.0	150 ▲ 33.0	247 39.5	173 ▲ 1.1	142 ▲ 11.8	127 5.0

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。  
3. 在職者以下は、パートタイムを含む季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。  
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

### 3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※「25歳以上」の男性、「34歳以下」「45歳～54歳」の女性が減少。

(単位:件、%)

令和5年7月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,568	▲ 6.4	689	▲ 10.8	876	▲ 2.9
24歳以下	101	▲ 19.8	47	9.3	53	▲ 36.1
25～34歳	328	▲ 14.1	126	▲ 20.8	201	▲ 9.9
35～44歳	297	4.6	111	▲ 6.7	186	12.7
45～54歳	340	▲ 8.6	134	▲ 16.3	205	▲ 2.8
55歳以上	502	▲ 2.0	271	▲ 6.9	231	5.0

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。  
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

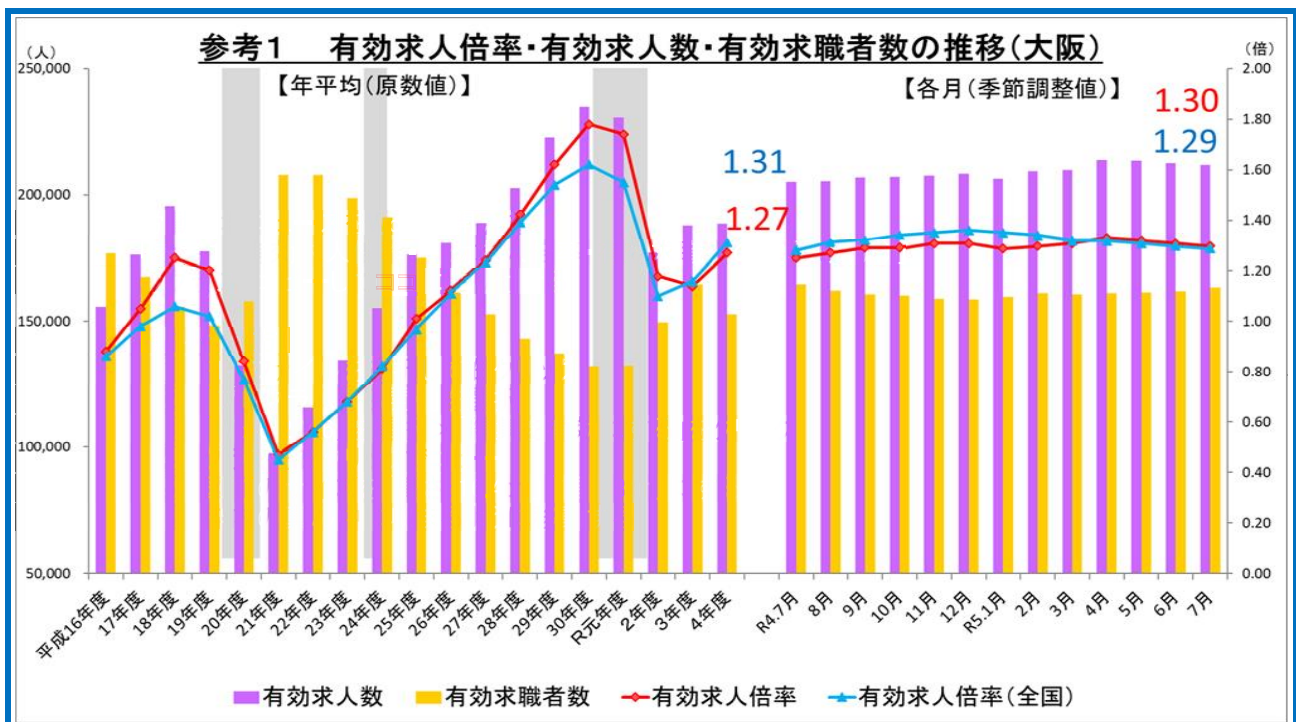
### 4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年						5年						7月
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
就職件数	390	360	394	374	355	351	298	378	591	439	426	429	401
	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9	11.4	6.8	1.4	2.8

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。  
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

～9月は最低賃金周知・支援月間です～

令和5年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **1,064**円



使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

### 最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額	

### 最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。



# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00 (水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



## 2 賃金引上げを支援する制度

どの支援が合うか迷ったら、  
このセンターに相談してみてね！



### ※業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



### ※キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



### ※その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1) 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



#### (2) 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



#### (3) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター** TEL:0570-012-088



#### (4) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター** TEL:050-8880-4053



### ※賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



# 賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU 1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU 2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU 3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

#### A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

#### A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

#### A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



## CASE 1

### 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



## CASE 2

### 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ  
助成金

3

働き方改革  
推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

## ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは  
こちら



# 第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

## 目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

**誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署



取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

### ■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



### ■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通知・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

### ■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

### ■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

### ■職場のあんぜんサイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



## 転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

### ■動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



### ■解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

### ■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

### ■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



### ■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

### ■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



### ■職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



### ■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



## 雇用保険適用・給付関係に係る届出への押印が 原則不要となります。

### ★ 雇用保険関係手続きにおける押印の原則廃止について ☆

令和2年12月25日より、雇用保険関係の申請・届出様式への押印が一部の書類(※)を除き**原則廃止**となりました。(押印欄のある旧様式も使用できますが、届書提出時には一部の書類を除き押印は不要です。)

#### ※引き続き押印が必要となる届出

- 雇用保険適用事業所設置届(裏面)[登録印]
- 雇用保険事業主事業所各種変更届(裏面)[登録印]
- 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届[選任代理人が使用する印鑑]
- 各種届出における訂正印(\*1)
- 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(\*2)
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(\*2)
- 高年齢雇用継続給付支給申請書(初回分のみ)(\*2)
- 再就職手当支給申請書[事業主の証明]
- 就業促進定着手当支給申請書[事業主の証明]
- 常用就職支度手当支給申請書[事業主の証明]

\*1 事業主の行う届出における訂正印、短期訓練受講費の修了証明書や領収書の訂正印、求職活動関係役務利用費の領収書や保育等サービス利用証明書の訂正印、教育訓練給付金の修了証明書や受講証明書の訓練施設の訂正印

\*2 事業主(被保険者本人以外の当該事業所従業員含む)から届出される場合は押印不要

★ ハローワークにて、提出された方の社員証等の確認をさせていただく場合があります。

★ 今後、取り扱いが変更となる場合があります。

「24時間・365日申請可能」で「個人情報の持ち運び不要」となる  
**電子申請**のご利用をご検討ください。



# 最低賃金は、どのようにして決められるの？



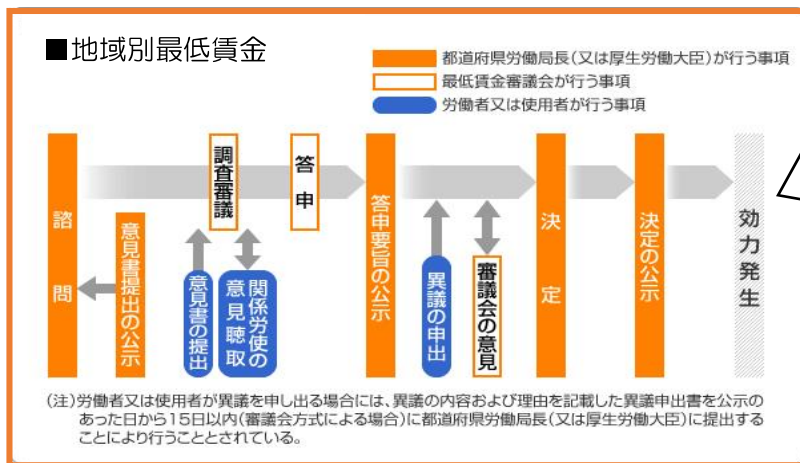
最低賃金は、賃金の実態調査結果などの統計資料を参考に、公益代表、労働者代表、使用者代表からなる最低賃金審議会で決定されます。

最低賃金の種類として、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類が存在し、それぞれで最低賃金の決め方が異なります。

最低賃金の種類	決定方法
<b>地域別最低賃金</b>	中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会において、その目安を参考に、地域の実情に応じて決定される。
<b>特定最低賃金</b>	関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合、調査審議を経て、決定される。

※両方の最低賃金が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金を支払う必要があります。

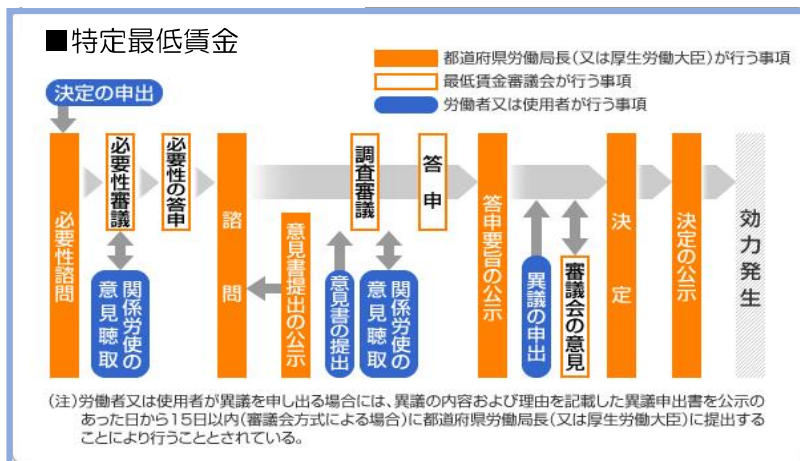
### 【各最低賃金の決定までのフロー】



#### 地域別最低賃金の決定基準は？

- (1) 労働者の生計費
  - (2) 労働者の賃金
  - (3) 通常事業の賃金支払能力
- を総合的に勘案して定められている。

労働者の生計費は、健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性が取れるよう配慮することとされている。



# 「キャリアアップ助成金」を活用して 非正規雇用の正社員化、処遇改善に取り組みませんか？

電子申請が可能になりました！ぜひご活用ください！

## キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者※の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、賃上げなどの処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成**するものです。

※パート、契約社員など「正社員以外の従業員」のこと。



## 【参考】キャリアアップ助成金を受給できる取り組み一覧

内容	主な支給要件※1	助成額※2
① 正社員化	正社員へ転換、または派遣労働者を直接雇用。 転換、直接雇用後の固定的な賃金が3%以上増額。	28万5千円～ 57万円
② 障がいを持つ従業員の正社員化等	正社員へ転換、または「正社員以外の身分の無期雇用労働者」へ転換。	45万円～120万円
③ 賃上げ（基本給）	賃金規定を増額改定し、3%以上賃上げする。	5万円～6万5千円
④ 賃金規定を共通にする	正規／非正規に適用している賃金規定を共通化。	60万円
⑤ 賞与・退職金の導入	継続的な賞与・退職金制度を導入。	40万円
⑥ 社会保険の適用	労働時間の延長によって社会保険に適用させる。	5万8千円～ 23万7千円

※1 支給要件等の詳細は、右記読み取り後、リンク先のページにあるパンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」にて、ご確認ください。

※2 ④、⑤を除き、**対象者1人あたり**の助成額（大企業は上表の約4分の3の額）。特定の要件を満たした場合に、助成額の加算を受けられるコースもあります。



詳細はこちら

## 支給申請をするためには？

- STEP 1** キャリアアップ計画の作成、届出（**電子申請も可能**）
- STEP 2** 支給要件を満たす取り組みの実施（必要に応じて、就業規則等の規定整備）
- STEP 3** 取り組み実施後、6か月分の賃金支払い後に申請（**電子申請も可能**）

支給申請（電子申請）の詳細は、裏面をご参照ください。

# 支給申請のための3つのSTEP

## STEP 1 キャリアアップ計画の作成・提出

支給要件を満たす取り組み（STEP 2）を実施する日の前日までに「キャリアアップ計画※1」を作成し、電子申請または最寄りの労働局へ届出する必要があります。※1 大まかな取り組み内容を様式に記載した計画

### 電子申請のメリット

「一度入力した情報の一部を繰り返し反映させることができる」、「窓口が閉まっている時間の申請や申請状況の確認ができる」等の利点があります。

### 電子申請の場合の手続き

- ① 雇用関係助成金ポータル (<https://www.esop.mhlw.go.jp/>) にアクセス、ログイン。
    - 1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるサービス「gBizID（GビズID）」を取得していない場合、トップページ下部の「電子申請の流れ」より申請、取得してください。
    - 初回利用時は、トップページ「助成金を探す」からページ下部（●件中1件～5件を表示）の最終ページに遷移し、当該画面に表示される「支払方法・受取人住所届」を押下し、入力・申請してください。
  - ② トップページ「助成金を探す」>「助成金名・コース名・関連キーワードで探す」で、「キャリアアップ助成金」と入力し、検索。
  - ③ 表示されたキャリアアップ助成金の各コースのうち、取り組みを検討しているコースを押下。
  - ④ 計画書の新規作成を押下。フォームに沿って計画内容を入力し申請。  
複数コースの取り組みを検討している場合は、それぞれのコースごとに作成、申請する必要があります。
- ▶ 申請状況はマイページ上で確認できます。問題が無い場合、受理（認定）済みと表示されます。問題がある場合、差し戻しがあります。取り組み日までの期間に余裕を持って申請してください。

## STEP 2 支給要件を満たす取り組みの実施

正社員化や賃上げ等、本助成金を受給するために必要な取り組みを実施する必要があります。

（注）支給要件を達成するために必要な規定（転換規定や諸手当の支給基準の規定化）等については、取り組み実施前に整備した上で、取り組みを開始してください。

## STEP 3 支給申請

STEP2の取り組み後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内で支給申請ができます。

### 電子申請の場合の手続き

- ① 雇用関係助成金ポータル (<https://www.esop.mhlw.go.jp/>) にアクセス、ログイン。
  - ② マイページの「申請一覧」を開き、受理（認定）済であって、今回申請するコースのキャリアアップ計画の行の右側にある「支給状況詳細へ」を押下。
  - ③ 支給申請書の新規作成を押下。フォームに沿って申請内容を入力、添付書類をアップロードし申請。
- ▶ 申請状況はマイページ上で確認できます。問題が無い場合は、支給決定となります。必要に応じて、取り組み内容の確認等をシステム上あるいは電話などで行いますので、ご対応ください。

### 【参考】STEP 1～3までの流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

# フルタイムの求人求職賃金情報 2023年 7月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	15,984	7,741	2.06	241	222	289
管理的職業	57	20	2.85	500	346	435
専門的・技術的職業	4,856	1,296	3.75	252	247	360
開発技術者	263	32	8.22	250	248	391
製造技術者	160	62	2.58	244	243	366
建築・土木・測量技術者	1,002	62	16.16	304	281	454
情報処理・通信技術者	1,528	246	6.21	270	246	404
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	52	18	2.89	250	271	425
保健師、助産師、看護師	356	178	2.00	285	258	306
医療技術者	166	51	3.25	288	267	333
その他の保健医療の職業	129	60	2.15	234	200	278
社会福祉の専門的職業	834	149	5.60	229	230	272
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	103	231	0.45	217	221	320
事務的職業	2,085	2,446	0.85	227	203	255
一般事務の職業	1,196	1,971	0.61	217	198	244
会計事務の職業	337	206	1.64	243	217	285
営業・販売関連事務の職業	301	144	2.09	233	215	265
販売の職業	2,854	527	5.42	276	223	281
商品販売の職業	942	152	6.20	231	207	264
販売類似の職業	320	16	20.00	—	241	265
営業の職業	1,592	359	4.43	289	229	288
サービスの職業	2,565	560	4.58	226	206	255
介護サービスの職業	943	150	6.29	208	217	256
保健医療サービスの職業	94	26	3.62	217	183	225
生活衛生サービスの職業	82	77	1.06	219	193	223
飲食物調理の職業	501	128	3.91	264	212	277
接客・給仕の職業	681	93	7.32	246	199	267
居住施設・ビル等の管理の職業	113	40	2.83	205	171	177
保安の職業	408	36	11.33	230	192	205
生産工程の職業	866	322	2.69	226	205	277
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	176	54	3.26	216	207	276
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	286	103	2.78	227	197	254
輸送・機械運転の職業	949	124	7.65	262	213	259
自動車運転の職業	757	91	8.32	279	218	258
建設・採掘の職業	428	48	8.92	311	246	379
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	161	26	6.19	375	232	367
電気工事の職業	106	14	7.57	243	256	400
運搬・清掃等の職業	889	617	1.44	213	207	219
運搬の職業	596	155	3.85	231	208	218
清掃の職業	197	89	2.21	155	199	208
IT関連職業合計	1,817	340	5.34	261	244	394
福祉関連職業合計	2,012	426	4.72	243	233	277
(うち介護関係)	1,533	218	7.03	215	227	269

## 2023年 7月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	119,765	100,982	1.19	235	224	295
管理的職業	491	423	1.16	338	274	346
専門的・技術的職業	32,722	16,612	1.97	253	244	339
開発技術者	1,399	522	2.68	293	234	378
製造技術者	1,139	1,289	0.88	223	231	352
建築・土木・測量技術者	3,991	751	5.31	306	274	442
情報処理・通信技術者	8,074	2,899	2.79	265	247	433
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	386	187	2.06	336	314	398
保健師、助産師、看護師	4,348	2,111	2.06	278	262	314
医療技術者	1,888	679	2.78	256	248	305
社会福祉の専門的職業	6,770	2,134	3.17	221	237	274
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	451	2,585	0.17	233	212	289
事務的職業	11,107	28,504	0.39	218	203	256
一般事務の職業	6,478	22,981	0.28	213	199	245
会計事務の職業	1,224	2,412	0.51	231	218	292
営業・販売関連事務の職業	1,676	1,716	0.98	239	207	260
販売の職業	12,651	6,511	1.94	268	227	303
商品販売の職業	4,646	2,436	1.91	222	216	279
営業の職業	7,436	3,932	1.89	288	232	312
サービスの職業	23,575	7,829	3.01	221	216	260
介護サービスの職業	8,751	2,649	3.30	214	212	246
保健医療サービスの職業	1,081	380	2.84	201	189	221
生活衛生サービスの職業	3,372	921	3.66	220	227	297
飲食物調理の職業	6,178	1,604	3.85	244	224	278
接客・給仕の職業	2,903	1,135	2.56	231	218	257
居住施設・ビル等の管理の職業	372	437	0.85	188	189	199
保安の職業	3,699	582	6.36	191	186	206
生産工程の職業	9,550	4,995	1.91	233	211	294
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	2,532	1,066	2.38	240	211	296
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,423	1,366	1.77	217	208	269
機械組立の職業	767	560	1.37	220	204	293
機械整備・修理の職業	1,918	473	4.05	280	215	309
生産関連・生産類似の職業	988	1,039	0.95	229	219	335
輸送・機械運転の職業	9,614	3,013	3.19	263	226	283
自動車運転の職業	7,266	2,064	3.52	269	231	287
建設・採掘の職業	9,241	1,092	8.46	274	237	358
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,403	417	5.76	282	228	353
電気工事の職業	1,489	359	4.15	253	240	361
運搬・清掃等の職業	6,779	9,518	0.71	212	207	249
運搬の職業	3,810	2,776	1.37	231	211	250
清掃の職業	1,110	1,267	0.88	187	202	230
IT関連職業合計	10,085	4,097	2.46	255	242	414
福祉関連職業合計	19,445	6,062	3.21	241	235	275
(うち介護関係)	13,669	3,525	3.88	218	226	262

# パートタイムの求人求職賃金情報

2023年 7月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	9,577	4,222	2.27	1,185	1,125	~ 1,215
専門的・技術的職業	1,129	447	2.53	1,473	1,493	~ 1,753
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	31	21	1.48	2,000	2,034	~ 2,600
保健師、助産師、看護師	385	111	3.47	1,737	1,735	~ 1,905
社会福祉の専門的職業	309	97	3.19	1,225	1,217	~ 1,376
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	92	48	1.92	1,023	1,165	~ 1,303
その他の専門的職業	133	69	1.93	1,341	1,486	~ 2,470
事務的職業	1,085	989	1.10	1,189	1,120	~ 1,232
一般事務の職業	627	845	0.74	1,197	1,116	~ 1,213
会計事務の職業	208	55	3.78	1,235	1,204	~ 1,435
営業・販売関連事務の職業	68	27	2.52	1,023	1,102	~ 1,201
販売の職業	629	137	4.59	1,104	1,035	~ 1,139
商品販売の職業	584	115	5.08	1,023	1,031	~ 1,129
営業の職業	39	21	1.86	1,417	1,135	~ 1,260
サービスの職業	3,761	391	9.62	1,142	1,086	~ 1,156
介護サービスの職業	1,195	100	11.95	1,221	1,192	~ 1,328
保健医療サービスの職業	68	10	6.80	—	1,106	~ 1,216
生活衛生サービスの職業	47	35	1.34	1,150	1,042	~ 1,251
飲食物調理の職業	1,063	95	11.19	1,065	1,024	~ 1,069
接客・給仕の職業	749	67	11.18	1,131	1,036	~ 1,092
居住施設・ビル等の管理の職業	295	36	8.19	1,152	1,048	~ 1,052
保安の職業	262	15	17.47	1,062	1,074	~ 1,129
生産工程の職業	300	79	3.80	1,169	1,100	~ 1,165
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	17	9	1.89	1,100	1,079	~ 1,184
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	227	36	6.31	1,162	1,125	~ 1,196
輸送・機械運転の職業	202	40	5.05	1,041	1,177	~ 1,216
自動車運転の職業	170	33	5.15	1,074	1,174	~ 1,227
建設・採掘の職業	40	5	8.00	2,000	1,025	~ 1,250
運搬・清掃・包装等の職業	2,118	824	2.57	1,037	1,052	~ 1,080
運搬の職業	182	58	3.14	1,064	1,115	~ 1,260
清掃の職業	1,609	192	8.38	1,026	1,050	~ 1,065
その他の運搬・清掃・包装等の職業	183	552	0.33	1,043	1,042	~ 1,071
IT関連職業合計	118	66	1.79	1,433	1,118	~ 1,212
福祉関連職業合計	1,899	252	7.54	1,587	1,334	~ 1,481
(うち介護関係)	1,440	128	11.25	1,192	1,201	~ 1,339

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。
- 5 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 6 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技工士です。
- 7 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。
- 8 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。
- 9 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。
- # 「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。
- # 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等です。



# 2023年7月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	70,192	63,293	1.11	1,130	1,159 ~ 1,274	
専門的・技術的職業	10,569	6,740	1.57	1,435	1,463 ~ 1,672	
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	253	263	0.96	2,486	2,228 ~ 2,603	
保健師、助産師、看護師	2,995	1,739	1.72	1,622	1,699 ~ 1,899	
医療技術者	1,044	333	3.14	1,623	1,716 ~ 1,998	
その他の保健医療の職業	480	302	1.59	1,132	1,301 ~ 1,534	
社会福祉の専門的職業	4,066	1,589	2.56	1,128	1,198 ~ 1,320	
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	402	572	0.70	1,131	1,207 ~ 1,442	
事務的職業	6,977	13,706	0.51	1,113	1,102 ~ 1,232	
一般事務の職業	4,721	11,645	0.41	1,110	1,097 ~ 1,216	
会計事務の職業	543	751	0.72	1,157	1,179 ~ 1,399	
生産関連事務の職業	404	260	1.55	1,089	1,050 ~ 1,114	
営業・販売関連事務の職業	378	401	0.94	1,122	1,099 ~ 1,247	
販売の職業	2,931	2,445	1.20	1,076	1,059 ~ 1,162	
商品販売の職業	2,708	2,143	1.26	1,054	1,056 ~ 1,150	
営業の職業	154	252	0.61	1,214	1,132 ~ 1,301	
サービスの職業	28,336	6,528	4.34	1,085	1,120 ~ 1,237	
介護サービスの職業	10,671	1,902	5.61	1,131	1,201 ~ 1,372	
保健医療サービスの職業	922	246	3.75	1,087	1,121 ~ 1,228	
生活衛生サービスの職業	1,108	444	2.50	1,073	1,089 ~ 1,350	
飲食物調理の職業	10,644	1,829	5.82	1,050	1,051 ~ 1,110	
接客・給仕の職業	2,601	820	3.17	1,100	1,061 ~ 1,192	
居住施設・ビル等の管理の職業	868	565	1.54	1,051	1,043 ~ 1,047	
その他のサービスの職業	1,306	685	1.91	1,117	1,098 ~ 1,220	
保安の職業	2,646	439	6.03	1,024	1,104 ~ 1,181	
生産工程の職業	2,535	1,349	1.88	1,099	1,067 ~ 1,180	
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	239	172	1.39	1,149	1,093 ~ 1,234	
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,584	612	2.59	1,073	1,041 ~ 1,127	
輸送・機械運転の職業	2,429	907	2.68	1,103	1,125 ~ 1,203	
自動車運転の職業	2,115	718	2.95	1,113	1,112 ~ 1,192	
建設・採掘の職業	257	159	1.62	1,212	1,350 ~ 1,707	
運搬・清掃等の職業	13,276	13,673	0.97	1,045	1,063 ~ 1,098	
運搬の職業	1,620	1,123	1.44	1,060	1,116 ~ 1,220	
清掃の職業	7,710	3,091	2.49	1,054	1,056 ~ 1,075	
包装の職業	638	332	1.92	1,064	1,039 ~ 1,082	
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,308	9,127	0.36	1,030	1,064 ~ 1,120	
IT関連職業合計	750	934	0.80	1,241	1,158 ~ 1,350	
福祉関連職業合計	16,721	4,337	3.86	1,360	1,329 ~ 1,503	
(うち介護関係)	12,977	2,407	5.39	1,130	1,204 ~ 1,366	

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年7月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	7	0	32	1	TOEIC(600点～)	228	21	48	11
第三種電気主任技術者	71	2	157	14	日本語検定1級	198	28	7	4
1級電気工事施工管理技士	36	5	68	11	日本語検定3級	124	1	0	0
2級電気工事施工管理技士	23	1	91	18	日商簿記1級	115	9	21	4
一級建築士	122	12	393	72	日商簿記2級	1,838	158	296	60
二級建築士	195	20	321	51	日商簿記3級	2,126	172	357	70
1級建築施工管理技士	92	5	485	85	簿記能力検定(全経2級)	110	8	12	5
2級建築施工管理技士	56	3	365	82	運行管理者(貨物)	222	9	46	0
1級土木施工管理技士	124	4	492	152	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	85	10	9	1
2級土木施工管理技士	94	10	483	142	医療事務資格	354	22	82	5
1級造園施工管理技士	10	0	56	0	登録販売者(一般医薬品)	281	14	130	0
薬剤師	272	23	458	60	理容師	60	0	718	4
保健師	218	21	180	36	美容師	634	49	1,442	28
助産師	100	3	46	2	ネイリスト技能検定試験2級	53	4	24	0
看護師	2,278	184	4,921	462	ネイリスト技能検定試験3級	53	6	25	1
准看護師	471	26	2,595	290	調理師	1,376	101	2,972	406
臨床検査技師	128	16	155	12	警備員検定試験(1級)	0	0	1	0
理学療法士	133	9	813	72	警備員検定試験(2級)	6	1	3	1
作業療法士	46	3	672	51	大型自動車免許	1,190	36	1,280	25
歯科技工士	69	1	31	6	大型自動車第二種免許	450	15	640	4
歯科衛生士	280	25	515	34	普通自動車免許	35,154	2,085	3,861	348
診療放射線技師	51	2	81	10	普通自動車第二種免許	411	26	2,430	317
言語聴覚士	25	4	335	18	大型特殊自動車免許	223	5	64	0
管理栄養士	313	19	751	87	自動二輪車免許	1,049	37	192	28
栄養士	523	34	1,663	110	原動機付自転車免許	382	9	740	210
あん摩マッサージ指圧師	25	1	316	40	牽引免許	325	9	291	0
はり師	79	9	322	43	フォークリフト運転技能者	3,545	133	2,445	261
きゅう師	69	7	219	16	中型自動車免許	428	15	1,900	77
柔道整復師	119	13	326	40	中型自動車第二種免許	37	1	222	0
臨床心理士	31	2	93	18	8トン限定中型自動車免許	467	20	886	24
社会福祉士	262	22	986	121	危険物取扱者(乙種)	984	57	322	46
介護福祉士	1,811	116	7,481	745	危険物取扱者(丙種)	91	8	33	2
保育士	2,225	136	3,050	363	溶接技能者	25	2	24	1
ホームヘルパー1級	61	2	468	94	ガス溶接技能者	363	9	116	3
ホームヘルパー2級	1,597	84	5,407	441	アーク溶接技能者(基本級)	207	6	74	0
精神保健福祉士	94	15	383	53	二級自動車整備士	103	9	213	12
介護支援専門員(ケアマネージャー)	439	26	1,375	116	三級自動車整備士	63	5	217	13
介護職員基礎研修修了者	46	5	270	35	自動車検査員	30	2	51	1
福祉用具専門相談員	110	3	47	9	2級ボイラー技士	165	4	111	18
介護職員初任者研修修了者	969	59	9,489	926	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	129	3	73	15
介護職員実務者研修修了者	385	25	4,108	378	移動式クレーン運転士	204	4	121	0
税理士	22	1	37	3	小型移動式クレーン運転技能者	225	4	103	4
社会保険労務士	109	7	65	25	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	35	0	51	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,729	85	1,022	60	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	130	3	145	6
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	405	28	432	130	玉掛技能者	1,229	31	692	46
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	712	43	140	70	第一種電気工事士	149	7	347	25
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	824	74	760	311	第二種電気工事士	710	46	954	119
管理業務主任者	81	5	28	4	足場の組立て等作業主任者	58	0	113	0
実用英語技能検定2級	715	53	72	7	1級管工事施工管理技士	49	6	110	40
TOEIC(730点～)	454	43	26	5	2級管工事施工管理技士	32	4	117	31